

# 警察法入門

市民警察とはなにか

杉村敏正・光藤景皎・東平好史 編

# 警察法入門

市民警察とはなにか

〔第2版〕

關書  
斐選  
有選

警察法入門〔第2版〕 〈有斐閣選書〉

昭和50年11月30日 初 版第1刷発行  
昭和56年5月20日 第2版第1刷印刷  
昭和56年5月30日 第2版第1刷発行

定価 1,200円



|       |                                |                               |                               |                              |
|-------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 編 者   | すぎ<br>杉<br>みつ<br>光<br>ひがし<br>東 | むら<br>村<br>どう<br>藤<br>ひら<br>平 | とし<br>敏<br>かげ<br>景<br>こう<br>好 | まさ<br>正<br>あき<br>峻<br>し<br>史 |
| 発 行 者 | え<br>江                         | ぐさ<br>草                       | ただ<br>忠                       | あつ<br>允                      |
| 発 行 所 | 株 式<br>会 社                     | 有                             | 斐                             | 閣                            |

東京都千代田区神田 神保町2～17  
電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)  
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番  
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前  
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印刷 中村印刷・製本 昭栄堂製本印刷  
© 1981, 杉村敏正・光藤景峻・東平好史.  
Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

1332-081071-8611

## は し が き

現代社会での警察の役割は、市民の安全が侵害されたとき、あるいは侵害されようとするときに、市民の生命・身体・財産の安全を守ることにあることはいうまでもありません。右の目的のため警察には必要な権限が与えられています。それは市民の代理人として市民のために行使されるのが基本です。

警察の作用は、法によって与えられた権限にもとづいて正当な法の手続にしたがってなされねばなりません。なぜなら、私たちは、生命・身体・財産の安全の保障を警察に求めますが、同時に警察官の職権の行使が、法令によって厳重に規制され、私たちの権利と自由が不当に侵害されることのないことを求めるからです。保護という名のもとに市民生活に深入りしてはなりませんし、またとりわけ捜査においては、被疑者の人権を保障しながら、その活動が行なわれるべきことが忘れられてはなりません。

本書では現在の警察には、どんな役割が割り当てられているかを、主として法制の面から客観的に叙述しています。遺失物の取扱い、捜索・保護願のような警察の窓口事務から、道路と警察、交通と警察、営業と警察についてというように、それぞれの場面で警察の果たす役割について考察しています。また、犯罪捜査については市民と警察官との路上での出会い（職務質問など）から、逮捕や家宅捜索、取調べなどについて、それぞれの場面で、被疑者などの保障されるべき権利との関係において述べてあります。

可塑性に富む少年に関する問題は成年とは違った扱いが必要です。そこで少年と警察が別個に考察されています。また、警察活動によって被害をこうむった市民の救済制度にどのようなものがあり、どの

ように機能しているか、をまとめて考察しています。

は し が き

本書でとりあげた項目は多数にのぼりますが、それは同時に警察の職務の多面性を反映しているわけです。このような多面にわたる警察の職務をともかく広くとりあげこれを一つのものにまとめて、それらについて読者に考える手がかりと素材を提供したいとの意図で本書は編集されています。

新聞をみたり身近に経験したことを通して、市民にとって警察とは何かを考えていただく手がかりともなれば幸です。市民警察とは何か、という副題はかような趣旨でつけられています。

最後に、ご多忙中にもかかわらずご執筆くださいました諸先生、企画・編集に終始ご協力いただいた有斐閣編集部の上田武氏、奥村邦男氏に厚く御礼を申し上げます。

一九七五年十一月

編 者

本書の初版を刊行してから五年余りが経過しました。幸いこの種の書物としては、新機軸のものとして迎えられました。もっともこの間に新しい判例のたもの、新しく法律の制定されたものもありますので、今回、そのような部分に限り必要最小限の補訂をし、第二版を刊行する次第です。

一九八一年三月

編 者

▶ 略語表 ◀

☆法令の略語

|      |                 |      |                                       |
|------|-----------------|------|---------------------------------------|
| 遺失   | 遺失物法            | 警職   | 警察官職務執行法                              |
| 海岸   | 海岸法             | 刑訴   | 刑事訴訟法                                 |
| 覚せい剤 | 覚せい剤取締法         | 軽犯   | 軽犯罪法                                  |
| 火薬   | 火薬類取締法          | 憲    | 憲法                                    |
| 行審   | 行政不服審査法         | 広告   | 屋外広告物法                                |
| 行訴   | 行政事件訴訟法         | 公選   | 公職選挙法                                 |
| 刑    | 刑法              | 国賠   | 国家賠償法                                 |
| 警    | 警察法             | 古物   | 古物営業法                                 |
| 質屋   | 質屋営業法           | 災害基  | 災害対策基本法                               |
| 銃刀所持 | 銃砲刀剣類所持等<br>取締法 | 災害救  | 災害救助法                                 |
|      |                 | 麻薬   | 麻薬取締法                                 |
| 消防   | 消防法             | 民法   | 民法                                    |
| 水難   | 水難救護法           | 酩酊防止 | 酒に酔って公衆に<br>迷惑をかける行為<br>の防止に関する法<br>律 |
| 精神   | 精神衛生法           |      |                                       |
| 大麻   | 大麻取締法           |      |                                       |
| 道路   | 道路法             |      |                                       |
| 道交   | 道路交通法           | 浴場   | 公衆浴場法                                 |
| 破防   | 破壊活動防止法         | 旅館   | 旅館業法                                  |
| 風俗   | 風俗営業等取締法        |      |                                       |

☆判例引用の略語

|       |                              |    |            |
|-------|------------------------------|----|------------|
| 最高裁判  | 最高裁判所判決                      | 決時 | 決定<br>判例時法 |
| 地方裁判  | 高等裁判所判決                      |    |            |
| 民(刑)集 | 地方裁判所判決<br>最高裁判所民(刑)<br>事判例集 |    |            |

◆ 執筆者紹介 ◆

|           |          |
|-----------|----------|
| 渥美 東 洋    | 中央大学教授   |
| 生田 勝 義    | 立命館大学教授  |
| 石川 才 顯    | 日本大学教授   |
| 井戸 田 侃    | 立命館大学教授  |
| 岡 部 泰 昌   | 金沢大学教授   |
| 奥 平 康 弘   | 東京大学教授   |
| 小田中 聰 樹   | 東北大学教授   |
| 窪 田 隼 人   | 立命館大学教授  |
| 近 藤 昭 三   | 九州大学教授   |
| 斉 藤 豊 治   | 甲南大学教授   |
| 阪 村 幸 男   | 大阪学院大学教授 |
| 繁 田 實 造   | 龍谷大学教授   |
| 下 山 瑛 二   | 東京都立大学教授 |
| 鈴 木 茂 嗣   | 京都大学教授   |
| 杉 村 敏 正   | 龍谷大学教授   |
| 高 田 敏     | 大阪大学教授   |
| 田 宮 裕     | 立教大学教授   |
| 庭 山 英 雄   | 中京大学教授   |
| 原 野 翹     | 岡山大学教授   |
| 東 平 好 史   | 愛媛大学教授   |
| 広 岡 隆     | 関西学院大学教授 |
| 保 木 本 一 郎 | 国学院大学教授  |
| 松 岡 正 章   | 甲南大学教授   |
| 松 島 諄 吉   | 大阪大学教授   |
| 三 島 宗 彦   | 元立命館大学教授 |
| 光 藤 景 皎   | 大阪市立大学教授 |
| 室 井 力     | 名古屋大学教授  |
| 森 美 樹     | 弁護士      |
| 森 井 璋     | 関西大学教授   |
| 山 下 健 次   | 立命館大学教授  |

# 目次

## 1 警察と人権

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 現代社会と警察     | 二  |
| 2 | 警察と人権       | 四  |
| 3 | デモ・集会の自由    | 六  |
| 4 | 性表現の自由      | 八  |
| 5 | 学問の自由       | 一〇 |
| 6 | 被疑者・被告人の人権  | 三  |
| 7 | 警察活動と報道     | 四  |
| 8 | 警察協力者への災害補償 | 一六 |

## 2 市民生活と警察

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 9  | 迷惑行為   | 二〇 |
| 10 | 遺失物の処理 | 三  |
| 11 | 捜索・保護願 | 二四 |

## 3 交通と警察

|    |              |    |
|----|--------------|----|
| 12 | 戸口調査         | 二六 |
| 13 | 犯罪の防止        | 二八 |
| 14 | 土地・建物などへの立入り | 三〇 |
| 15 | 公開の場所への立入り   | 三  |
| 16 | 選挙関係場所への立入り  | 三四 |
| 17 | 危険時における措置    | 三六 |
| 18 | 災害応急措置       | 三六 |
| 19 | 公安秩序の維持と警察   | 四〇 |
| 20 | 交通安全対策       | 四四 |
| 21 | スピード違反       | 四六 |
| 22 | 駐車違反         | 四八 |
| 23 | 反則金通告制度      | 五〇 |



|    |             |   |
|----|-------------|---|
| 24 | 運転免許の停止、取消し | 三 |
|----|-------------|---|

|    |      |   |
|----|------|---|
| 25 | 交通事故 | 五 |
|----|------|---|

|    |         |   |
|----|---------|---|
| 26 | 交通警察の問題 | 五 |
|----|---------|---|

## 4 道路と警察

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 27 | 路上禁止行為 | 六 |
|----|--------|---|

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 28 | 道路使用許可 | 三 |
|----|--------|---|

|    |      |   |
|----|------|---|
| 29 | 公安条例 | 五 |
|----|------|---|

|    |          |   |
|----|----------|---|
| 30 | 屋外広告物の規制 | 六 |
|----|----------|---|

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 31 | 障害物の除去 | 六 |
|----|--------|---|

|    |          |   |
|----|----------|---|
| 32 | 沿道工作物の規制 | 七 |
|----|----------|---|

## 5 営業と警察

|    |         |   |
|----|---------|---|
| 33 | 風俗営業の規制 | 五 |
|----|---------|---|

|    |            |   |
|----|------------|---|
| 34 | 古物・質屋営業の規制 | 六 |
|----|------------|---|

|    |          |   |
|----|----------|---|
| 35 | 営業所への立入り | 六 |
|----|----------|---|

## 6 危険物と警察

|    |          |   |
|----|----------|---|
| 36 | 銃砲・刀剣の所持 | 三 |
|----|----------|---|

|    |            |   |
|----|------------|---|
| 37 | 銃砲・刀剣の一時保管 | 四 |
|----|------------|---|

|    |           |   |
|----|-----------|---|
| 38 | 爆発物などの取締り | 六 |
|----|-----------|---|

|    |             |   |
|----|-------------|---|
| 39 | 麻薬・覚せい剤の取締り | 八 |
|----|-------------|---|

## 7 犯罪捜査

|    |      |   |
|----|------|---|
| 40 | 職務質問 | 三 |
|----|------|---|

|    |       |   |
|----|-------|---|
| 41 | 自動車検問 | 四 |
|----|-------|---|

|    |       |   |
|----|-------|---|
| 42 | 所持品検査 | 六 |
|----|-------|---|

|    |      |   |
|----|------|---|
| 43 | 任意出頭 | 九 |
|----|------|---|

|    |      |    |
|----|------|----|
| 44 | 任意同行 | 一〇 |
|----|------|----|

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 45 | 参考人 | 一三 |
|----|-----|----|

|    |         |    |
|----|---------|----|
| 46 | デモの写真撮影 | 一四 |
|----|---------|----|

|    |          |    |
|----|----------|----|
| 47 | 尾行・聞込みなど | 一六 |
|----|----------|----|

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 48 | 告訴・告発 | 一八 |
|----|-------|----|

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 49 | 付審判請求 | 二〇 |
|----|-------|----|

目 次

|    |                |     |
|----|----------------|-----|
| 66 | 黙秘権……………       | 一五〇 |
| 65 | 取調べ……………       | 一四九 |
| 64 | 領置……………        | 一四八 |
| 63 | 搜索・押収と立会人…………… | 一四四 |
| 62 | 家宅搜索(2)……………   | 一四三 |
| 61 | 家宅搜索(1)……………   | 一四二 |
| 60 | 勾留理由開示請求権…………… | 一三九 |
| 59 | 勾留の取消請求……………   | 一三八 |
| 58 | 勾留……………        | 一三三 |
| 57 | 人身保護令状……………    | 一三〇 |
| 56 | 家族との接見……………    | 一二八 |
| 55 | 弁護人との接見……………   | 一二六 |
| 54 | おとり捜査……………     | 一二四 |
| 53 | 別件逮捕……………      | 一二三 |
| 52 | 逮捕(2)……………     | 一二二 |
| 51 | 逮捕(1)……………     | 一二四 |
| 50 | 令状主義……………      | 一二三 |

9

警察のしくみ

|    |                 |     |
|----|-----------------|-----|
| 74 | 国家警察……………       | 一七〇 |
| 75 | 自治体警察……………      | 一七三 |
| 76 | 公安委員会……………      | 一七四 |
| 77 | 広域警察……………       | 一七六 |
| 78 | 国際警察……………       | 一七八 |
| 79 | 警察とコンピューター…………… | 一八〇 |

8

少年と警察

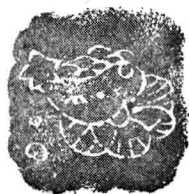
|    |                   |     |
|----|-------------------|-----|
| 68 | うそ発見器……………        | 一五三 |
| 67 | 捜査の終結……………        | 一五四 |
| 69 | 少年と警察……………        | 一五九 |
| 70 | 少年事件……………         | 一六〇 |
| 71 | 犯罪被疑少年の逮捕・勾留…………… | 一六三 |
| 72 | 警察の少年補導活動……………    | 一六四 |
| 73 | 少年の軽微事件……………      | 一六六 |

|                 |            |     |
|-----------------|------------|-----|
| 80              | 行政警察と司法警察  | 一八三 |
| 81              | 警備公安警察     | 一八四 |
| 82              | 機動隊        | 一八六 |
| 83              | 警察官（1）     | 一八八 |
| 84              | 警察官（2）     | 一九〇 |
| <b>10 救済制度</b>  |            |     |
| 85              | 損失補償       | 一九四 |
| 86              | 国家賠償（1）    | 一九六 |
| 87              | 国家賠償（2）    | 一九八 |
| 88              | 不服申立       | 二〇〇 |
| 89              | 行政訴訟       | 二〇一 |
| 90              | 刑事補償・被疑者補償 | 二〇四 |
| <b>警察法の基礎知識</b> |            |     |
|                 | 警察法の基本原理   | 二〇六 |
|                 | 警察作用の形態    | 二一〇 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 特別な警察              |    |
| A 入国警備官            | 四三 |
| B 鐵道公安職員           | 一六 |
| C 海上保安官            | 一七 |
| D 皇宮護衛官            | 一八 |
| E 麻薬取締官            | 一九 |
| F 警察監察官            | 二〇 |
| (郵政監察官・国税庁監察官・警務官) | 二一 |
| G 労働基準監督官          | 二二 |
| H 公安調査官            | 二三 |
| 付録                 |    |
| 日本国憲法(抄録)          | 二四 |
| 警察官職務執行法           | 二五 |
| 索引                 | 二六 |
| 卷末                 | 二七 |

1

警察と人権



## 現代社会と警察

市民の暮らしと国・地方自治体への要求 現在、わが国をとりまく国際環境

は、政治的にも、経済的にもきわめて厳しいものがあります。同時に、私たちの暮らしは、失業者はもちろんのこと、公共料金の値上げをはじめとする物価高と、長期におよぶ不況のため、けっして楽ではありません。このような経済状況のもとで、市民が、暮らしの安定を求めて、物価や地価の騰貴を抑制する有効な措置や、公的扶助・社会福祉・社会保険など社会保障制度の拡充や、不公正な税制をはじめ、税制の格段の改善を国や地方自治体に求めるのは、当然のことです。また、市民が、高度経済成長政策のしわ寄せを受けて悪化した自然環境の回復を願い、さらに、生活環境の整備・改善のために、生活に必要な道路・鉄道など交通・運輸施設や、学校・図書館・体育館など教育・文化施設や、病院・保健所など医療・保健施設や、公園・緑地など保養・厚生施設や、住宅や、上下水道など、各種の市民のための公共施設の整備・改善を求めるのも、当然です。

### 市民の暮らしと警察

しかし、国や地方自治体に対する私たちの要求は、もちろん、右に述べたところに尽きるものではありません。わが国の犯罪状況については、最近数年間、一般に、窃盗を主とする刑法犯の増加、覚せい剤事犯の激増、暴力団犯罪の悪質化の動向がみられますが、つい最近では、新聞紙上にも、金融機関強盗や身代金目的の誘拐事件の激増が目立っております。

ところで、私たち市民は、国や地方自治体とは別に、各自が自分の生命・身体・財産を自衛するために、武器を所持し、自警団を組織しているわけではありません。私たちは、生命・身体・財産の防衛を政府に信託しているわけです。市民の生命・身体・財産を、すくなくとも、犯罪から保護することは、政府の市民に対する最も基本的な責務の一つです。この点、警察法(昭二九法一六二)は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」(二条一項)と定めています。

### 警察と人権

私たちは、警察が、警察法の定めているように、その責務を果すこと、すなわち、個

## 1 警察と人権

人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に実をあげることを要望します。しかし、注意しなければならぬのは、右に述べました警察法二条一項の規定は、警察の責務ないしは所掌事務を一般的に定めているだけで、警察官が、私たち市民に具体的に職権を行使するには、警察官職務執行法(昭三三法一三二)や刑事訴訟法(昭二三法一三二)などの個別的な根拠法が必要であり、警察官は、これらの根拠法の定める要件・形式・手続・内容などに関する規定を厳守しなければならぬということです。すなわち、私たちは、生命・身体・財産の安全の保障を警察に求めますが、同時に、警察官の職権の行使が法令によって厳重に規制され、私たちの権利と自由が不当に侵害されることのないことを求めます。この点、警察法も、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」(二条二項)と定めています。

### 現代社会と警察

現在、科学・技術の進歩はめざましく、これに應じて、犯罪の知能化・広域化がみられますし、公害防止関係法の強化に應じて、公害事犯も激増しています。また、交通事故や大規模災害事故も枚挙にいとまがない程に多く、警察の責務は、益々、重大になっています。市民からの苦情相談・公害相談の件数も増加しているようです。警察は、現代社会の推移・変貌に應じつつ、適正に、市民の安全の確保を実現してゆかねばなりません。そして、警察が、特定の政党の利益に偏することなく、市民の権利と自由を最大限度に尊重しながら、市民の生命・身体・財産の保護という重大な責務を全うすることこそ、市民の心からの要望であり、これこそが、「国民のための、国民による、国民の警察」の姿であると考えます。私たちは、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」という日本国憲法前文第一段の規定の意味を、警察についても、もう一度、考えてみる必要があると思います。

\* 杉村敏正

## 警察と人権

### 市民警察と公安警察

警察の仕事として誰でも期待するのは、泥棒や暴力から、国民の生命・

身体・財産を守る作用です。これをふつう「市民警察」という言葉で表現しています。けれども、他方で警察は、政治支配体制、つまり上下の支配秩序を維持するためにも行動します。これが「公安警察」とよばれる側面です。もともと公安警察は、集会・結社・集団行動などの政治的な表現活動を危険視して、これを事前に取り締る傾向を強くもっています。それゆえ、今日のわが国におけるように、公安警察の活動と組織の比重が高まってくると、それだけ、人権や民主主義と警察との矛盾が激しくなり、また公安警察が市民警察を圧迫するという現象もでています。警察も、もちろんその法的基礎は、人権と民主主義を定めた憲法にあるはずですから、右のような警察の矛盾は、憲法にしたがって解決されなければなりません。

### 警察の憲法的根拠

警察の基本的組織法である現行警察法は、その立法目的として三点あげ

ています。第一は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することが警察の目的であること、第二に、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障すること、第三に、能率的にその任務を遂行するに足る組織を定めることです。それでは、このような警察法の目的と憲法との関連はどうなるのでしょうか。

憲法には警察に関する明文規定がないので、その憲法的根拠は解釈によって導き出さなければなりません。

警察の目的は、さし当り、個人として尊重され、法の下に平等な国民個々人の基本的人権をその侵害から保護し、公共の福祉を実現することに求められます。一般に、公共の福祉には、人権の内在的制約原理(二条・二三条)としてのものと外在的制約原理(三条・二九条)としてのものがあるとされますが、どちらも人権を超越した抽象的な「国益」や「公益」を意味するものでない点では同じです。それゆえ、戦前のように天皇制の絶対的支配を「安寧秩序」として警察の目的としたり、時の政府の政策にすぎない政治のありようを押し通すため、それを批判する国民に対し警察力を用いることなど、憲法上どうても容認することはできません。

このような警察の組織や活動のあり方は、より根本的

## 1 警察と人権

には、国民主権原理と人権の第一次的保持責務が国民にあるという原則（二条）により決定されます。人権の第一の守り手は主権者である国民自身であり、国民の「不断の努力」があつてはじめて、人権保障も本物になるという事です。国民は、自主的活動によつては保持できない部分を公けの機関に信託し、その手を通じて保持の責務を果すこととなります。憲法一三条が、国民の権利は国政の上で最大の尊重を必要とする旨規定するのは、そのような国民の保持責任を前提とし、それを補充するという意味なのです。したがって、国民の保持責務は、公けの機関にたいする関係では、それによる国民の自主的努力への過剰な介入や職務の怠慢を監視し統制する国民の権利でもあることとなります。警察活動のあり方についていえば、その原型は国民の自主的な警察活動にあること、したがって、公けの機関としての警察の活動は、補充的であるだけでなく、国民による不断の監視と統制に服さなければならないということになります。

憲法が想定するような警察のあり方は、かつて昭和二三年の警察法があるていど実現しようとしたことでした。すなわち、基礎的地方自治体である市町村がみずからの警察をもち、住民代表がその活動をコントロール

するという地方自治の本旨に従った警察のあり方です。しかし、このような自治体警察は、昭和二九年に廃止され、中央集権化と公安警察の強化が進行しました。

**警察の限界** 警察の憲法的根拠は、同時にその限界をも画します。例えば、犯罪のおこなわれるお

それもないのに、警察が「公安」維持を理由に国民の日常生活をスパイすることは、それがたとえ意思の強制をとまわらない非権力的事実行為や「任意的行為」であるとしても、憲法上の警察の限界をこえ、許されないのです。

警察の限界はそれにとどまりません。市民警察であっても物理的強制力をもつわけですから、それが乱用されると大変なことになります。そこで憲法は、三一条で正当な法の手続を一般的に保障したうえ、さらに、犯罪の捜査や被疑者の逮捕・拘禁などに関する詳細な人権保障規定を設けています。市民警察であっても、その権力行為には厳格な作用法的根拠がなければならないということです。警察官職務執行法や刑事訴訟法は、そのような憲法の要請をより具体化するために制定されているのです。

## デモ・集会の自由

問題の視角 個人の自由・生命および財産に現実にくわ

えられる侵害行為や、社会秩序を實際に混乱させ、人びとに恐怖感をいだかせるような実質的秩序違反行為などは、犯罪として鎮圧されなければなりません。また、これらの行為は可能ながぎり、予防され未然に防止されてしかるべきでもあります。他方しかし、

これまでの警察法制の歴史は、犯罪防止の名目で、ある種の集団組織そのものを監視体制のもとにおき、集団活動に対して事前規制をくわえ、集団の自由を奪い、集団活動の自由を否定する傾向をしめています。戦前の警察法制は、まさに顕著にそのような傾向を基調とする法体系でしたが、戦後においても法は警察に対し、集団の組織および活動を事前に規制する権限を与える例が少なくありません。

## 破壊法の運用

破壊活動防止法は「暴力主義的破壊活動を行った団体」に対し、団体じたいを特殊的に規制する措置を講じた法です。このような団体規

制措置を講ずるために公安調査庁を設け、公安調査官に団体の組織や活動を調査する権限を与えています。この法のもとで、実際に多くの団体が「暴力主義的破壊活動」を行なうおそれのあるものと認定されて、監視体制のもとにおかれています。合法政党の内部にさえも情報提供者（スパイ）を潜入させたり、盗聴器をしかけたりする情報収集活動が、時折、摘発され世の批判を浴びています。この種の活動は秘密裡になされているので、全貌はいまなお不明です。

破壊法はまた、内乱罪などのせいで、動行為を独立犯として処罰する諸規定をもっている点でも特徴的です。たとえば「（内乱等）の罪を実行させる目的をもって、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然揭示した者」の処罰規定（三八条は、かつて日本共産党員のビラまき活動などにくわつかの地方で適用されました。しかし、下級審はこぞって、表現の自由の見地から法の限定解釈をほどこし、被告人を無罪としました。最高裁も、「実行させる目的」の存否を厳格に解釈すべきだという趣旨を明らかにしています（最判昭三九・一二・二二、判時三九六号二〇頁）。ただし、破壊法じしんは合憲だと解されており、その後の適用事